



新座市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 11 日

新座市長 並 木

傑



新座市規則第 9 号

新座市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新座市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成26年新座市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>新座市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第2条 <u>省令第76条の25第1項第3号</u>の規定により市長が規則で定める書類は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会その他市長が認める機関が、申請に係るマンションについて、<u>法第163条の56第2項</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。</p> <p>（許可申請）</p> <p>第3条 <u>省令第76条の30第1項</u>の規定によ</p>	<p style="text-align: center;"><u>新座市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）及び<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請書の添付書類）</p> <p>第2条 <u>省令第49条第1項第3号</u>の規定により市長が規則で定める書類は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会その他市長が認める機関が、申請に係るマンションについて、<u>法第102条第2項</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。</p> <p>（許可申請）</p> <p>第3条 <u>省令第52条第1項</u>の規定により市長</p>

り市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の新座市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則の実施に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の新座市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の実施に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。